

後期高齢者医療保険料

問 住民課国保年金班 ☎84-1214

7月中旬に、今年度の保険料額決定通知書を送付します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。

均等割額 43,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(*) × 所得割率8.39%	=	年間保険料額 (上限64万円) ※100円未満切捨て
-----------------	---	--------------------------------------------	---	--------------------------------------

(※)「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額と山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受給している方は、原則、保険料が年金から天引きされる「特別徴収」方式で、それ以外の方は、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」方式で納めていただきます。

※複数の年金を受給中の場合は、年金受給額の合計ではなく、一定の順序に従い選択された1つの年金で判定し、特別徴収される年金は、介護保険料が天引きされている年金と同じものになります。

特別徴収

①4・6・8月は仮徴収とし、年間保険料が決定するまでは、仮算定された保険料を納めていただきます。

基本的には今年2月の年金から天引きされた額が、仮徴収額となります。

②10・12・2月は本徴収として、前年所得の確定後に決定した年間保険料から、仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納めていただきます。

※年金額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えてしまう方、介護保険料が天引きされていない方、年度の途中で後期高齢者医療被保険者になった方、年度途中で転入した方などは年金天引きになりません。

普通徴収

普通徴収は7月から翌年2月までの年8回、納付書または口座振替で納めていただきます。

※国民健康保険税で口座振替を利用していた方も、再度口座振替の申込みが必要です。取扱金融機関でお申込みください。

保険料の軽減

所得の低い方や会社の健康保険の被扶養者であった方は、均等割額と所得割額が軽減されます。

※均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※1月1日時点で65歳以上の方の公的年金所得は、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

※後期高齢者医療加入の前日に、会社の健康保険や共済組合等の被用者保険の被扶養者であった方の均等割額は、加入した月から2年間のみ5割軽減され、所得割額はかかりません。

軽減判定基準 (下線部分は年金・給与と所得者の数が2人以上の場合に計算します)	軽減割合
43万円 + <u>10万円 × (年金・給与の所得者の数 - 1)</u>	7割
43万円 + 28.5万円 × 世帯の被保険者数 + <u>10万円 × (年金・給与の所得者の数 - 1)</u>	5割
43万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数 + <u>10万円 × (年金・給与の所得者の数 - 1)</u>	2割